

# 東海市民社会ネットワーク 規約

2016年10月23日設立

2018年11月19日改正

2019年 6月15日改正

2023年 7月 1日改正

## 1 名称

本団体の日本語名称を「東海市民社会ネットワーク」（略称を「東海市民ネット」とする。） 、英語名称を Tokai Civil Society Network と定める。

## 2 目的

愛知県、岐阜県、三重県の3県における市民活動団体と政府・自治体等との協働による政策づくりの推進と、これを通じた力強い市民社会の形成を目的とする。

## 3 事業

東海市民ネットは、以下の事業を行う。

- ① 「市民の伊勢志摩サミット」で採択した提言の具体化をはじめとする、市民協働による政策づくり
- ② ①を進めるための新たな制度づくり
- ③ 市民の政策提言力を高めるための研修
- ④ 本規約に定める目的を達成するために必要な外部組織との連携
- ⑤ 本規約に定める目的を達成するために必要な調査・研究
- ⑥ これらを通じた市民社会における次世代育成

## 4 会員

### (1) 会員の種別

#### ① 正会員

愛知県、岐阜県、三重県等に事務所または住所を置く、東海市民社会ネットワークの運営に関与する意思を有する市民活動団体（\*）及び個人

\*市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む非営利団体(法人格の種類・有無を問わない)。ただし、以下のものを除く。

- ・宗教の教義を広めることを主たる目的とするもの。
- ・特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

#### ② 情報会員（メール会員）

東海市民社会ネットワークの活動に協力し、情報の受発信を行う意思のある団体及び個人。情報の受発信は原則としてすべてメールで行う。

#### ③ 賛助会員

東海市民ネットの事業を賛助する団体（法人格の種類・有無を問わない）及び個人

### (2) 会費（個人・団体とも）

- |        |     |                                |
|--------|-----|--------------------------------|
| ① 正会員  | 年会費 | 3,000 円                        |
| ② 情報会員 | 年会費 | なし                             |
| ③ 賛助会員 | 年会費 | 1 口 1,000 円（個人 1 口以上 団体 5 口以上） |

(3) 入会

会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(4) 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき
- ② 団体が消滅したとき 又は本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(5) 退会

会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(6) 除名

会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決によりこれを除名することができる。

- ① この規約に違反したとき
- ② 東海市民ネットの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(7) 抛出金品の不返還

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 5 組織体制

(1) 総会

- ① 総会は、正会員をもって構成する。
- ② 総会は、以下の事項について議決する。
  - ア) 規約の変更
  - イ) 解散及び合併
  - ウ) 事業計画と収支予算及び事業報告と収支決算の承認
  - エ) 幹事の選任その他運営に関する重要事項
- ③ 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- ④ 臨時総会は、幹事会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。
- ⑤ 総会は、代表幹事が招集する。
- ⑥ 総会の議長は、幹事がこれに当たる。
- ⑦ 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- ⑧ 総会は正会員の互選により幹事を選任する。
- ⑨ 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑩ 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(2) 幹事会

- ① 総会での決定事項及び規約に基づき、日常的に業務を遂行し、必要な方針決定を行う機関として幹事会を置く。
- ② 幹事の中から、必要に応じて代表幹事、副代表幹事を置くこととし、代表幹事は愛知県、岐阜県、三重県のNPO/NGOを共同代表とする。
- ③ 幹事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

### (3) 監事

- ① 幹事会の業務執行の状況を監査するとともに、東海市民ネットの財産の状況を監査するため監事を置く。
- ② 監事は1団体または個人とする。
- ③ 監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

### (4) 事務局

- ① 業務の円滑な遂行を図るため事務局を置く。
- ② 事務局は幹事団体が担う。

## 6 資産及び会計

### (1) 資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 年会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ その他収入

### (2) 事業計画及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとに幹事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (3) 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事幹事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (4) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに幹事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

### (5) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (6) 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 7 解散

### (1) 東海市民ネットは、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の議決（正会員総数の4分の3以上の承諾）
- ② 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産

### (2) 解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決したものに譲渡するものとする。

## 附 則

### 1 この規約は、東海市民ネットの成立の日から施行する。

### 2 設立当初の事業年度は、第6（5）の規定にかかわらず、東海市民ネット成立の日から2017年3月31日までとする。